

「令和8年度 はぐくむ FUJI 結婚新生活支援補助金に関する Q&A」

◆補助対象者について

Q1 対象となる夫婦等の定義を教えてください。

A1 本補助金における夫婦等とは、次のア、イのいずれかに該当する方々をいいます。

ア 令和8年1月1日以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦

イ 令和8年1月1日以後に富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱（令和3年富士市告示第18号）第2条の宣誓又は静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第2条の宣誓をし、これらの規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた宣誓者

Q2 対象者の年齢は、いつ時点での年齢を指しますか。

A2 婚姻届受理証明書もしくは戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）に記載の婚姻日又は、富士市パートナーシップ・ファミリーシップ制度もしくは静岡県パートナーシップ宣誓制度の宣誓日時点での満年齢を指します。

※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

Q3 再婚又は再度の宣誓をした夫婦等は対象になりますか。

A3 対象になります。ただし、夫婦等のいずれかまたは双方がこの補助金を受けたことがある（他市町村を含む）場合、補助を受けるために故意に離婚・婚姻等をした場合は対象になりません。

Q4 夫婦等的一方又は夫婦等の双方が日本国籍を有しない場合は対象になりますか。

A4 日本方式の婚姻をしていれば、対象になります。

夫婦の一方が日本人で外国方式の婚姻をしている場合、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

◆補助対象経費について

Q5 どのような費用が対象になりますか。

A5 令和8年4月1日から申請日までに、結婚又はパートナーシップ宣誓を機に支払った次の費用が対象です。

①住宅取得費用（市内の住宅を取得した購入費用）

②住宅改修費用（夫婦等の双方又は一方の住民票の住所地の住宅の修繕、増築、改築等の費用のうち工事業者に支払った費用）

③住宅賃借費用（市内の住宅を賃貸した際の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）

④引越費用（市内に引越した際の引越業者又は運送業者に支払った費用）

Q6 対象にならない費用はありますか。

A6 以下の費用は対象になりません。

①住宅取得に係る土地購入代、住宅ローン手数料等

②住宅改修に係る業者以外（家族や友人など）に依頼した際の謝礼や材料費、車庫・門・植栽等の外構工事費、家電購入費、家電設置費等

③住宅賃借に係る駐車場代、物件の清掃代（入居前のクリーニング代）、鍵交換代、家電購入代、家電設置費、光熱水費、火災保険料等

④引越に係る業者以外（家族や友人など）に依頼した際の謝礼やレンタカー代、不用品の処分費用等

Q7 夫婦等以外の名義で契約した住宅取得費用又は住居賃借費用は対象になりますか。

A7 対象になりません。

Q8 婚姻日又はパートナーシップ宣誓日より前に購入した市内の住宅取得費用や、婚姻日又はパートナーシップ宣誓日より前に行った住宅改修費用は対象になりますか。

A8 婚姻日等より前に取得した住宅については、婚姻日等から起算して1年以内に婚姻又は宣誓を機として取得したものであり、令和8年4月1日から申請日までに支払った費用であれば対象になります。また、婚姻日等より前に行った住宅改修については、婚姻日等から起算して1年以内に婚姻又は宣誓を機として実施したものであり、令和8年4月1日から申請日までに支払った費用であれば対象になります。

Q9 結婚又はパートナーシップ宣誓を機に、婚姻日又は宣誓日前に行った引越の費用は対象になりますか。

A9 対象になります。ただし、令和8年4月1日から申請日までに支払った費用に限ります。

Q10 婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に夫婦等の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合対象になりますか。

A10 対象になります。ただし、補助対象となるのは、同居開始後に生じた費用に限ります。「同居開始日」は、夫婦等の氏名が記載されている賃貸借契約書や住民票により転居が確認できる日になります。同居開始が婚姻又はパートナーシップ宣誓を機としたものでない場合は、婚姻日等以降に生じた費用に限ります。

なお、上記の場合ではなく、婚姻等を機に新たに物件を賃借する場合は、原則、夫婦等いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象となります。ただし、婚姻日等より前の賃貸借については、婚姻日等から起算して1年以内に婚姻等を機に新たに物件を賃借した場合に限ります。賃貸借が婚姻等を機としたものでない場合は、婚姻日等以降に生じた費用に限ります。

Q11 婚姻等の後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も対象になりますか。

A11 主たる生活拠点となっている富士市内の住宅一軒に係る家賃等のみが対象になります。

Q12 申請者の実家に、配偶者又はパートナーが転入してきましたが、その際の引越費用は対象になりますか。

A12 引越業者又は運送業者に支払った引越費用であれば対象になります。

Q13 住宅購入(住居賃借)契約した住宅の住所に引越が終わっていないが対象になりますか。

A13 対象になりません。引越しをして転入(転居)届を提出し、申請者(夫婦等のいずれか)が富士市内に住所を異動させてからの申請になります。

Q14 補助対象期間内に複数回の引越をした場合、2回目以降の引越費用も対象になりますか。

A14 2回目以降の引越しが富士市内での転居であり、かつ、補助上限額の範囲内での申請の場合に限り、2回目以降の転居も対象になります。

Q15 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件又は勤務先が所有する社宅に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象になりますか。

A15 対象になります。この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること(社宅の場合は勤務先との間で社宅の使用に係る契約を締結していること(社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類がない場合は、社宅使用申込書))、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていること(給与天引きを含む。)を、それぞれ確認させていただきます。

Q16 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか。

A16 住宅手当分は対象になりません。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を確認させていただき、当該手当額を控除した額が補助対象になります。

Q17 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も対象になりますか。

A17 対象になります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外になります。

◆所得について

Q18 所得と収入は違いますか。

A18 ここでいう所得とは次のとおりです。

・給与収入の方

所得とは前年 1 年間の給料の総額(=収入)から給与所得控除を差し引いたものです。

(所得=収入-給与所得控除)

また、所得からさらに社会保険料を控除した額は「課税総所得金額」といい、ここでいう所得とは異なります。

・自営業の方

前年 1 年間の売上金額から必要経費を差し引いたものです。

(所得=売上金額-必要経費)

Q19 提出する所得課税証明書について、どの期間の証明書を提出すればいいですか。

A19 夫婦等の双方の、所得に係る「令和 8 年度(令和 7 年分を証明) 所得課税証明書」をご提出ください。

※令和 7 年度から所得制限はなくなりましたが、市が国へ報告する際に必要なため、ご提出くださるようお願いいたします。

Q20 交付申請時に無職の場合も所得証明書の提出は必要ですか。

A20 必要になります。

Q21 貸与型奨学金を返済した場合の年間返済額が確認できる書類とは、どのようなものですか。

A21 奨学金返済証明書の写しの提出を原則としますが、提出が難しい場合は、通帳等により返済額が確認できる書類の写しでも構いません。

Q22 奨学金返済証明書の名前が旧姓になっていますが、提出書類として提出することはできますか。

A22 奨学金返済証明書の名前が旧姓の場合でも構いません。

Q23 貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。

A23 課税所得証明書の期間と同一期間となりますので、令和 7 年の年間返済額を控除することができます。

※令和 7 年度から所得制限はなくなりましたが、市が国へ報告する際に必要なため、求める場合がございます。

◆その他

Q24 「補助金の交付を受けてから 1 年以上定住する意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか。

A24 申請時点で転勤の予定が定かでない場合は申請できます。ただし、1年以内に転勤することが確実である場合には、申請はご遠慮ください。

Q25 申請書類はいつまでに提出すればいいですか。

A25 原則、令和9年2月26日までに申請してください。

Q26 申請後、交付額が補助上限に達しなかった場合、翌年度に申請することはできますか。

A26 申請後、交付額が補助上限に達しなかった場合に、翌年度に限り、その差額を上限に申請できる場合があります。(対象者には案内を送付しお知らせします。)

Q27 申請書はどこで配布していますか。

A27 富士市役所4階福祉総務課で配布しています。また、富士市ウェブサイトからもダウンロードできます。

Q28 申請書は郵送で受付してもらえますか。

A28 郵送での受付はできません。申請書と添付書類を確認いたしますので、夫婦のいずれかの方に来庁していただくようお願いします。

Q29 申請書の提出や相談に際し、個室での対応はできますか。

A29 個室での対応が可能です。ご希望される場合は、事前に福祉総務課へご連絡ください。

Q30 手続きが完了したら通知がありますか。

A30 審査の結果、補助金の交付が決定した方には、「交付決定通知書」を送付します。

Q31 補助金はいつ振り込まれますか。

A31 申請書を受理した後、概ね2か月後に振り込まれます。また、交付決定通知書が到着してから概ね2週間後に振り込まれます。

Q32 補助金はどの口座に振り込まれますか。

A32 申請書に記載された、申請者名義の口座に振り込みます。

Q33 所得課税証明書、完納証明書はどの市町村で請求できますか。

A33 令和8年1月1日に住民票のあった市町村へ請求してください。

Q34 婚姻届受理証明書はどの市町村で請求できますか。

A34 婚姻届を提出した市町村へ請求してください。

Q35 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)はどの市町村で請求できますか。

A35 本籍のある市町村へ請求してください。

Q36 講座等は何を見ればいいですか。

A36 静岡県ウェブサイトで公開されているライフデザイン支援講座等のいずれかの動画をご視聴ください。また、同ウェブサイトから電子申請にて受講証明書を発行してください。パートナーシップ宣誓を行われた方は市にご相談ください。